

# 令和6年度第5回富山地方最低賃金審議会

## 会 議 次 第

令和6年11月1日(金)  
富山労働総合庁舎  
5階大会議室

開 会

議 事

- 1 特定最低賃金の改正決定について
- 2 特定最低賃金専門部会の廃止について
- 3 その他

閉 会

資 料 【No.1～4は略称(正式名は下欄を参照)】

- No.1 令和6年度特定最低賃金改正状況(予定を含む)
- No.2-1 富山県一般機械・自動車部品製造業最低賃金の改正決定について(報告)(写)
- 2 富山県一般機械・自動車部品製造業最低賃金の改正決定について(答申)(写)
- No.3-1 富山県電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について(報告)(写)
- 2 富山県電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について(答申)(写)
- No.4-1 富山県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定について(報告)(写)
- 2 富山県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定について(答申)(写)
- No.5 令和6年度富山地方最低賃金審議会開催状況

---

・略 称：富山県一般機械・自動車部品製造業最低賃金

正式名：富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、  
機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金

・略 称：富山県電気機械器具製造業最低賃金

正式名：電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

## 令和6年度特定最低賃金改正状況(予定を含む)

	一般機械・自動車 部品最低賃金	電気機械器具 製造業最低賃金	百貨店、総合スー パーマーケット最 低賃金
諮 問 日	8月21(水)	8月21(水)	8月21(水)
第1回専門部会	10月2(水)	10月1(火)	9月30(月)
第2回専門部会	10月24(木)	10月9(水)	10月22(火)
第3回専門部会	10月29(火)	10月28(月)	10月28(月)
結 審 日 (答申要旨の公示日)	10月29(火)	10月28(月)	10月28(月)
審 議 結 果	全会一致	全会一致	全会一致
現行最低賃金額 (時間額)	995円	951円	955円
改正最低賃金 答申金額 (時間額)	1,035円	1,002円	1,003円
引上げ額 (引上げ率)	40円 (4.02%)	51円 (5.36%)	48円 (5.03%)
異議申出締切日	11月13(水)	11月12(火)	11月12(火)
官報公示日(予定)	11月27(水)	11月26(火)	11月26(火)
発効日(予定)	12月27(金)	12月26(木)	12月26(木)

- ・略 称：一般機械・自動車部品製造業最低賃金  
正式名：富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金
- ・略 称：電気機械器具製造業最低賃金  
正式名：電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

## 【写】

富最賃機専第3号  
令和6年10月29日富山地方最低賃金審議会  
会長 長尾 治明 殿富山地方最低賃金審議会  
富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

部会長 両角 良子

富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、  
トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属  
品製造業最低賃金の改正決定について（報告）

当専門部会は、令和6年8月21日富山地方最低賃金審議会において付託された標記最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議にあたった専門部会の委員は次のとおりである。

公益代表委員	◎ 両角 良子	○ 長尾 治明	高倉 史人
労働者代表委員	黒川 智之	五十嵐 泰祐	林 宏幸
使用者代表委員	寺山 収	畑 永子	筒井 俊介

◎は部会長、○は部会長代理を示す。

富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金について、次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

富山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次のいずれかの産業を営む使用者

- (1) 玉軸受・ころ軸受製造業
- (2) 他に分類されないはん用機械・装置製造業
- (3) トラクタ製造業
- (4) 金属工作機械製造業
- (5) 機械工具製造業（粉末や金業を除く）
- (6) ロボット製造業
- (7) 自動車・同附属品製造業（自動車製造業（二輪自動車を含む）を除く。）
- (8) (1) から (7) の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (9) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が (1) から (7) に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
  - ロ 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う包装、洗浄、バリ取り、組付け、袋詰め、箱詰め、選別又は検査の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,035円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

【写】

資料No.2-2

富最賃審第13号  
令和6年10月29日

富山労働局長 小島 悟司 殿

富山地方最低賃金審議会  
会長 長尾 治明

富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、  
トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属  
品製造業最低賃金の改正決定について（答申）

令和6年8月21日付け富労発基0821第2号をもって貴職から諮問のあった標  
記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達し  
たので答申する。

なお、審議経過は別紙2のとおりである。

富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金について、次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

富山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次のいずれかの産業を営む使用者

- (1) 玉軸受・ころ軸受製造業
- (2) 他に分類されないはん用機械・装置製造業
- (3) トラクタ製造業
- (4) 金属工作機械製造業
- (5) 機械工具製造業（粉末や金業を除く）
- (6) ロボット製造業
- (7) 自動車・同附属品製造業（自動車製造業（二輪自動車を含む）を除く。）
- (8) (1) から (7) の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (9) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が (1) から (7) に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
  - ロ 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う包装、洗浄、バリ取り、組付け、袋詰め、箱詰め、選別又は検査の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,035円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

審議経過

令和6年10月2日 第1回専門部会  
(議事)

専門部会長及び同代理の選出について  
専門部会運営規程(案)について  
特定最低賃金審議運営事項について  
専門部会の審議日程(案)について  
労働経済等関係指標について  
最低賃金に関する基礎調査結果について  
金額審議における留意点について  
参考人の意見表明について  
労使各側の基本的主張について  
金額等審議

令和6年10月24日 第2回専門部会  
(議事)  
金額審議

令和6年10月29日 第3回専門部会  
(議事)  
金額審議 結審(全会一致)

【写】

資料No. 3 - 1

富最賃電専第3号  
令和6年10月28日

富山地方最低賃金審議会  
会長 長尾 治明 殿

富山地方最低賃金審議会  
富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械  
器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会  
部会長 柳原 佐智子

富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具  
製造業最低賃金の改正決定について（報告）

当専門部会は、令和6年8月21日富山地方最低賃金審議会において付託された標記最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議にあたった専門部会の委員は次のとおりである。

公益代表委員	◎ 柳原 佐智子	○ 堀岡 和正	両角 良子
労働者代表委員	大森 仁	後藤 肇	大崎 大輝
使用者代表委員	江下 修	積永 敦	金田 宏樹

◎は部会長、○は部会長代理を示す。

富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について、次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

富山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- (2) 電気機械器具製造業（電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (3) 情報通信機械器具製造業（電子計算機・同附属装置製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）から（3）までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃又は片付けの業務
  - ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、洗浄、刻印打ち、検査、選別、レットルはり、包装、袋詰め、箱詰め、捺印、塗装、スポット溶接、パーツ挿入及び乾燥の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,002円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

【写】

資料No.3-2

富最賃審第11号  
令和6年10月28日

富山労働局長 小島 悟司 殿

富山地方最低賃金審議会  
会長 長尾 治明

富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具  
製造業最低賃金の改正決定について（答申）

令和6年8月21日付け富労発基0821第2号をもって貴職から諮問のあった  
標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達  
したので答申する。

なお、審議経過は別紙2のとおりである。

富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について、次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

富山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業

(2) 電気機械器具製造業（電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）

(3) 情報通信機械器具製造業（電子計算機・同附属装置製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）

(4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）から（3）までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、洗浄、刻印打ち、検査、選別、レットルはり、包装、袋詰め、箱詰め、捺印、塗装、スポット溶接、パーツ挿入及び乾燥の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,002円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

審議経過

令和6年10月1日 第1回専門部会  
(議事)

専門部会長及び同代理の選出について  
専門部会運営規程(案)について  
特定最低賃金審議運営事項について  
専門部会の審議日程(案)について  
労働経済等関係指標について  
最低賃金に関する基礎調査結果について  
金額審議における留意点について  
参考人の意見表明について  
労使各側の基本的主張について  
金額等審議

令和6年10月9日 第2回専門部会  
(議事)

金額審議

令和6年10月28日 第3回専門部会  
(議事)

金額審議 結審 (全会一致)

【写】

資料No.4-1

富最賃百専第3号  
令和6年10月28日

富山地方最低賃金審議会  
会長 長尾 治明 殿

富山地方最低賃金審議会  
富山県百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会  
部会長 高倉 史人

富山県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定について（報告）

当専門部会は、令和6年8月21日富山地方最低賃金審議会において付託された標記最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議にあたった専門部会の委員は次のとおりである。

公益代表委員	◎ 高倉 史人	○ 長尾 治明	柳原 佐智子
労働者代表委員	加藤 健介	山本 望鈴	鈴木 彰
使用者代表委員	江下 修	中 俊之	寺山 収

◎は部会長、○は部会長代理を示す。

富山県百貨店、総合スーパー最低賃金について、次のとおり改正決定すること。

富山県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

- 1 適用する地域  
富山県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で百貨店、総合スーパーマーケット、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーマーケットに分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
  - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
  - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
  - (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 1,003円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり

【写】

資料No. 4 - 2

富最賃審第 12 号  
令和 6 年 10 月 28 日

富山労働局長 小島 悟司 殿

富山地方最低賃金審議会  
会長 長尾 治明

富山県百貨店，総合スーパー最低賃金の改正決定について（答申）

令和 6 年 8 月 21 日付け富労発基 0821 第 2 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

なお、審議経過は別紙 2 のとおりである。

富山県百貨店、総合スーパー最低賃金について、次のとおり改正決定すること。

富山県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

1 適用する地域

富山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で百貨店、総合スーパーマーケット、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーマーケットに分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）18歳未満又は65歳以上の者

（2）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

（3）清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,003円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

審議経過

令和6年9月30日 第1回百貨店，総合スーパー最低賃金専門部会  
(議事)

専門部会長及び同代理の選出について  
専門部会運営規程(案)について  
特定最低賃金審議運営事項について  
専門部会の審議日程(案)について  
労働経済等関係指標について  
最低賃金に関する基礎調査結果について  
金額審議における留意点について  
最低賃金の名称変更について  
参考人の意見表明について  
労使各側の基本的主張について  
金額等審議

令和6年10月22日 第2回百貨店，総合スーパー最低賃金専門部会  
(議事)

金額審議

令和6年10月28日 第3回百貨店，総合スーパー最低賃金専門部会  
(議事)

金額審議 結審 (全会一致)

## 令和6年度 富山地方最低賃金審議会 開催状況

	年月日	会議名	主な審議事項
1	R6.6.28	第1回 本 審	・富山県最低賃金改正諮問 ・審議運営事項、審議日程決定 ・基礎調査実施説明
2	R6.7.26	第2回 本 審	・中央最低賃金審議会目安伝達 ・労働経済等関係指標、基礎調査結果説明 ・公示による労使の意見聴取報告
3	R6.7.26	第1回 富山県最低賃金専門部会	・部会長等選出 ・運営規程、審議日程決定 ・参考人の意見聴取 ・第4表、春季妥結状況説明 ・生活保護費と最賃の比較説明
4	R6.7.29	第2回 富山県最低賃金専門部会	・労使の基本的主張 ・金額等審議
5	R6.7.31	第3回 富山県最低賃金専門部会	・金額等審議
6	R6.8.2	第4回 富山県最低賃金専門部会	・金額等審議
7	R6.8.5	第5回 富山県最低賃金専門部会	・金額等審議、採決 ・専門部会報告取りまとめ
8	R6.8.5	第3回 本 審	・最賃専門部会報告 ・金額等審議、採決 ・富山県最低賃金改正答申 ・特定最賃改正必要性諮問
9	R6.8.5	第1回 特別小委員会	・特定最低賃金改正申出要件審査結果 ・特定最低賃金改正必要性有無審議 ・特別小委員会報告取りまとめ
10	R6.8.21	第4回 本 審	・富山県最低賃金改正異議申出諮問、審議、答申 ・特別小委員会報告 ・特定最低賃金改正必要性有無審議、答申 ・特定最低賃金改正諮問
11	R6.9.30	第1回 百貨店、総合スーパー専門部会	・部会長選出 ・専門部会運営規程、審議日程決定 ・労働経済等関係指標、基礎調査結果、名称変更説明 ・労使の基本的主張 ・金額等審議
12	R6.10.1	第1回 電気機械器具専門部会	・部会長選出 ・専門部会運営規程、審議日程決定 ・労働経済等関係指標、基礎調査結果説明 ・労使の基本的主張
13	R6.10.2	第1回 一般機械・自動車部品専門部会	・部会長選出 ・専門部会運営規程、審議日程決定 ・労働経済等関係指標、基礎調査結果説明 ・労使の基本的主張 ・金額等審議
14	R6.10.9	第2回 電気機械器具専門部会	・金額等審議
15	R6.10.22	第2回 百貨店、総合スーパー専門部会	・金額等審議
16	R6.10.24	第2回 一般機械・自動車部品専門部会	・金額等審議
17	R6.10.28	第3回 電気機械器具専門部会	・金額等審議、採決 ・専門部会報告取りまとめ ・改正答申
18	R6.10.28	第3回 百貨店、総合スーパー専門部会	・金額等審議、採決 ・専門部会報告取りまとめ ・改正答申
19	R6.10.29	第3回 一般機械・自動車部品専門部会	・金額等審議、採決 ・専門部会報告取りまとめ ・改正答申
20	R6.11.1	第5回 本 審	・特定最低賃金専門部会報告 ・特定最低賃金専門部会廃止
21	R7. 3 (予定)	第6回 本 審	・特定最低賃金改正意向表明、確認